

平成29年度第10回山口市農業委員会農地部会議事録

- 1 日 時 平成30年1月19日（金）午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 会議室棟2階 A会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（20名中20名：農地部会委員19名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、片山 潤之、藤村 守、
海地 博志、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、
長尾 進、藏重 秀雄、永松 之生、金子 哲昌、佐々木 慶市、
綾城 初江、田戸 洋志、中村 敏、山根 伊都子、安田 敏男
 - (2) 欠席委員（0名）
 - (3) 事務局
末貞局長・山根副参事・開地副主幹・杉山
 - (4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議
 - (1) 議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年度第10回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数19名、欠席委員0名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、川東地区の勝本 紘委員と綾城 初江委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、及び現況証明についてです。

審議後は、農地法関係の届出等の状況、転用意見聴取事案に対するに対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保中郷です。

申請地は、JR仁保駅から北東へ2.0kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は199アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から東へ900mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は77アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該

当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、富田原町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北東へ290mに位置する都市計画法の規定による用途が定められた地域内にある第3種農地です。以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請人の申し出により申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、75アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、陶です。

行政書士より譲渡人死亡の報告がありましたので、本日の説明を省略させていただきます。

議案第5号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから南東へ900mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、42アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南西へ1.5から1.7kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は222アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

事務局開地

議案第7号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南西へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は230アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第8号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南西へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は405アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、秋穂西です。

申請地は、二島地域交流センターから南東へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は2,915アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、嘉川です。

申請地は、JR嘉川駅から北東へ1.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、63アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、江崎です。

事務局開地

申請地は、J R 嘉川駅から西へ 7 7 0 m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は市内に居住する、農業兼公務員です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、7 8 アールとなり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 1 2 号、阿知須です。

申請地は、J R 阿知須駅から南西へ 8 0 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、7 9 アールとなり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 1 3 号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ 2. 9 k m に位置する公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は市内に居住し、農業兼鮮魚店を営む者です。

現在、耕作している農地の中に譲渡人の農地が含まれていることが判明したため、譲受けるものです。

取得後の経営規模は、4 0 アールとなりますが、山口市が定めた別段面積 3 0 アールに達しており、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 1 4 号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から南へ 1 7 0 ~ 2 2 0 m に位置する公共施設から近距離の地域内にある、第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する嘱託職員です。

譲渡人の要望により、自宅近くの申請地を取得し、農業経営を行うものです。

取得後の経営規模は、3 0 アールとなりますが、山口市が定めた別段面積 3 0 アールに達しており、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 1 5 号、阿東地福上です。

事務局開地

申請地は、J R 地福駅から南西へ 3 3 0 m に位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

贈与により申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は 1 2 8 アールとなり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第 3 条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

なお、議案第 4 号につきましては、譲渡人死亡のため本日の審議を行いません。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第 3 条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第 3 条に係る議案第 1 号から議案第 1 5 号につきまして、4 号議案を除いて一括で採決を行います。

農地法第 3 条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第 3 条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第 4 条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは12ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図17ページをお開きください。

議案第16号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ800mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する、公務員です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を整備し、売電事業に参入するものです。

議案第17号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ500mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地周辺は、公共施設、学校及びスーパーが近く需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第18号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北へ2.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業兼農業を営む者です。

申請地周辺が山林化し、農業経営に適さない環境になった為、植林をするものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無い為、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を

木原部会長

経て、農地部会に提出されております。
担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。
それでは議案審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。
続きまして、議案第16号から議案第18号について、一括で採決を行います。
農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、15ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図20ページをお開きください。

議案第19号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南東へ2.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、山陽小野田市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業に参入するものです。

議案第20号、大内中央二丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み学校、スーパー、医療関係等が集合し需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第21号、大内氷上四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北西へ680mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み学校、スーパー、医療関係等が集合し需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、陶芸教室を営む者です。

現在、駐車場が手狭で不便なため申請地を取得し、駐車場を整備するものです。

議案第23号から議案第26号、宮野上は関連がありますので、一括して説明します。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.6～1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市南区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、平成29年度に許可承認をしておりますが、経済産業省へ太陽光パネル設置に関する変更申請後、システムの不具合等で認可が下りない状況で工事未着工による資金難のため許可取消申請が提出され、この度の申請状況となっております。

議案第27号、宮野下です。

事務局開地

申請地は、J R宮野駅から南へ1. 1 k mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、岡山県岡山市北区内に居住し太陽光発電事業を営む者です。日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第28号、桜畠一丁目です。

申請地は、J R宮野駅から北西へ270 mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、閑静な住宅地で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第29号、錦町です。

申請地は、J R湯田温泉駅から北へ2. 1 k mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住宅化が進んでおり、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第30号、吉敷赤田四丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1. 3 k mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は閑静な場所で交通の便も良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、維新公園一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ700 mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は閑静な住宅地で近隣の開発地の売れ行きも好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第32号、吉敷中東四丁目です。

事務局開地

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ600mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は住環境に優れており、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第33号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から東へ1.0kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する大学講師です。

申請地周辺は住環境に恵まれており、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第34号、平井です。

申請地は、平川地域交流センターから北東へ540mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅地であり、近隣の開発地の売れ行きも好調で需要を見込めることから宅地分譲するものです。

議案第35号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ2.0kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都港区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第36号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第37号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ950mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

事務局開地

申請人は、市内に居住する会社員です。
市の買収により手狭になったため、代替地を取得するものです。

議案第38号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ890mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅地であり、近隣の開発地の売れ行きも好調で需要を見込めることから宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第39号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから南西へ940mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺の自治会のために多目的広場を設置するものです。

議案第40号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから南西へ300mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、萩市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めることから建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第41号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから北西へ420mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は交通の便も良く、また幼稚園や小学校にも近く住環境に恵まれ、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第42号、陶です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから北西へ800mに位置する、公共投

事務局開地

資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅から離れた場所に駐車場を借りているため、自宅近くの申請地を駐車場とするものです。

議案第43号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から南西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に居住する、公務員です。

周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第44号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ800mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する、公務員です。

議案第16号の太陽光発電設備の工事を実施するにあたり、資材進入路として一時的に設けるものです。

議案第45号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.9kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、理化学機械器具の設計製作業等を営む法人です。

事業拡大により機材等が増え、管理用施設が不足している為、隣接する申請地に機材倉庫を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関

事務局開地 係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、担当委員による現地調査及び地区協議会での事前審査を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第19号から議案第45号について、一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地 それでは、30ページをご覧ください。

農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第46号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、合計256筆429,038.61㎡でございます。

事務局開地 計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長 ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願ひします。

【意見なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願ひします。

事務局開地 それでは、31ページをご覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第47号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計40筆、88,486㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長 ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願ひします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、現況証明についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします

事務局開地

それでは、32ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図44ページをお開きください。

議案第48号、下小鯖です。

登記地目が田の土地1筆、874㎡については、昭和54年に隣接地にある居宅を改築した際に、庭と進入路を造成し、その後、宅地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号、下小鯖です。

登記地目が田の土地1筆と畑の筆1筆、合計128㎡については、平成2年に農業用倉庫が建設され宅地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第50号、大内千坊五丁目です。

登記地目が田の土地1筆、8.04㎡については、昭和50年頃から宅地の一部として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第51号、宮野上です。

登記地目が畑の土地1筆、16㎡については、昭和47年頃に居宅が建設されて、その後宅地の一部として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号、宮野上です。

登記地目が畑の土地1筆、8.07㎡については、昭和47年頃に居宅が建設されて、その後、排水路として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第53号、天花一丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、251㎡については、昭和54年2月24日に住宅が建築され、以降宅地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第54号、吉敷赤田一丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、809㎡については、昭和45年頃には木が生い茂り、山林と化し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第55号、矢原です。

登記地目が田の土地1筆、182㎡については、昭和59年頃住宅が建築され、以降宅地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第56号、嘉川です。

登記地目が田の土地2筆、564㎡については、昭和49年頃より隣接宅地と一体で建物敷地及び進入路として住宅が2棟建築され、その後1棟については平成27年に取壊され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

事務局開地

議案第57号、小郡上郷です。

登記地目が田の土地7筆、692㎡については、昭和40年から耕作を止め、荒廃し原野となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第58号、徳地岸見です。

登記地目が畑の土地2筆、141㎡については、平成7年頃より耕作をやめ、隣接する宅地の庭として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第48号から議案第58号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局開地

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。

12月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何か御質問がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。慎重な御審議ありがとうございました。

以上、平成29年度第10回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成30年1月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部会長 印

署名委員 印

署名委員 印

記録者 印